

R7.10.16_嘉麻市の国民健康保険の運営に関する協議会

(1) 嘉麻市国民健保険の現状 (P1~9)

(2) 令和6年度 国保特別会計決算報告



各保険者の比較

医療保険に関する基礎資料（厚労省HPより）

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度
保険者数 (令和5年3月末)	1,716	1	1,383	85	47
加入者数 (令和5年3月末)	2,413万人 (1,636万世帯)	3,944万人 <small>(被保険者2,480万人) 被扶養者1,464万人</small>	2,820万人 <small>(被保険者1,655万人) 被扶養者1,165万人</small>	982万人 <small>(被保険者574万人) 被扶養者409万人</small>	1,913万人
加入者平均年齢 (令和4年9月末)	54.2歳	38.9歳	35.9歳	33.1歳	82.8歳
65~74歳の割合 (令和4年度)	44.6%	8.2%	3.5%	2.4%	1.4%（※1）
加入者一人当たり 医療費（令和4年度）	40.6万円	20.4万円	18.4万円	18.5万円	95.6万円
加入者一人当たり 平均所得（※2） (令和4年度)	96万円 <small>(一世帯当たり) 143万円</small>	175万円 <small>(一世帯当たり)(※3) 279万円</small>	245万円 <small>(一世帯当たり)(※3) 418万円</small>	246万円 <small>(一世帯当たり)(※3) 430万円</small>	93万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和4年度)（※4） <事業主負担込>	9.1万円 <small>(一世帯当たり) 13.6万円</small>	12.5万円 <25.1万円> <small>(被保険者一人当たり) 20.0万円 <39.9万円></small>	13.9万円 <30.4万円> <small>(被保険者一人当たり) 23.7万円 <51.9万円></small>	14.4万円 <28.7万円> <small>(被保険者一人当たり) 25.3万円 <50.5万円></small>	7.9万円
保険料負担率	9.5%	7.2%	5.7%	5.8%	8.6%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額（※5） (令和6年度予算ベース)	4兆1,353億円 (国2兆9,819億円)	1兆1,344億円 (金額国費)	1,253億円 (金額国費)		9兆3,232億円 (国5兆9,227億円)

（※1）一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合

（※2）市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額（収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの）及び山林所得金額」に「離損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを
加入者数で除したもの。（市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。）

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である（令和4年度税制に基づき算出）。

（※3）被保険者一人当たりの金額を指す。

（※4）加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料額定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まれない。

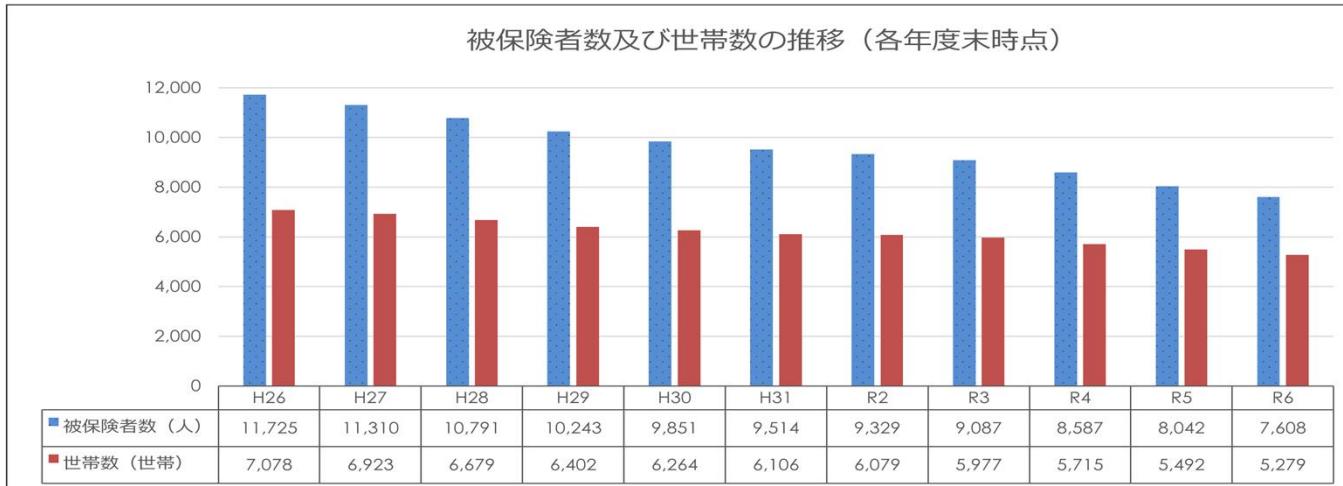
（※5）介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

医療費の一部負担（自己負担）割合について

- それぞれの年齢層における一部負担（自己負担）割合は、以下のとおり。
 - ・ 75歳以上の者は、1割（現役並み所得者は3割、現役並み所得者以外の一定所得以上の者は2割（※））。
 - ・ 70歳から74歳までの者は、2割（現役並み所得者は3割。）。
 - ・ 70歳未満の者は3割。6歳（義務教育就学前）未満の者は2割。
- （※）令和4年10月1日から施行。



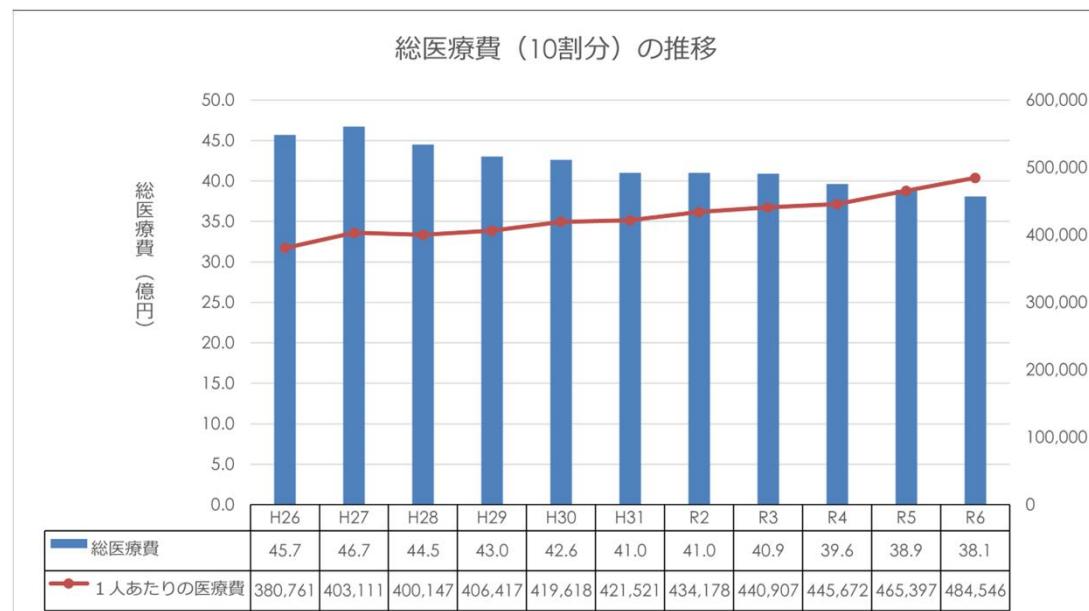
嘉麻市国保の現状



【被保険者数の推移】

被保険者数は年々減少傾向となっています。

団塊の世代(S22～S24生)の後期高齢者医療への移行は、被保険者の減少に大きく影響しています。



【総医療費の推移】

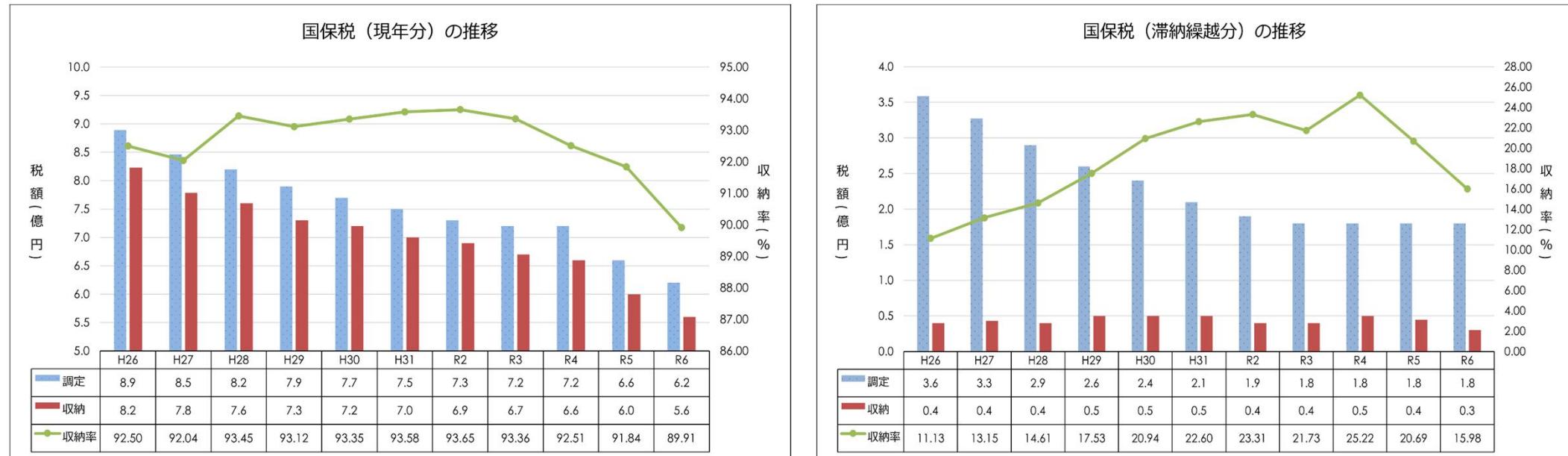
被保険者数の減少に伴い、医療費総額は減少しています。

一方、1人あたりの医療費は、年々増加しています。

要因として、

- ・65歳から74歳の前期高齢者が占める割合が45%以上と高いこと
- ・入院医療費が全体を押し上げていることなどが挙げられます。

【国民健康保険税の収納状況】



【国民健康保険税 歳入調定額の推移】

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険税額（円）		746,101,900	732,626,900	719,753,500	716,049,400	658,229,000	624,450,500
(内訳)	医療給付費分	510,611,200	502,679,400	494,911,900	492,536,100	450,544,100	431,820,631
	後期高齢者支援金	196,169,100	193,086,900	189,546,100	188,365,200	174,580,500	157,519,669
	介護納付金分	39,321,600	36,860,600	35,295,500	35,148,100	33,104,400	35,110,200
被保険者数（年度平均）		9,723	9,448	9,278	8,895	8,353	7,862
被保険者1人あたり 国民健康保険税（円）		76,736	77,543	77,576	80,500	78,802	79,426

【嘉麻市の国民健康保険税率の推移】

	令和7年度の税率 (令和6年度～) 税率（増減）	平成24年度 ～令和5年度 税率
①医療分		
ア 所得割（所得金額×税率）	8.5% (-)	8.5%
イ 均等割（1人あたり）	23,000円 (+3,000円)	20,000円
ウ 平等割（1世帯当たり）	26,500円 (+3,500円)	23,000円
エ 資産割（固定資産に応ず）	廃止	30%
②後期高齢者支援金分		
ア 所得割（所得金額×税率）	3.5% (-)	3.5%
イ 均等割（1人あたり）	7,500円 (+1,000円)	6,500円
ウ 平等割（1世帯当たり）	7,500円 (+1,000円)	6,500円
エ 資産割（固定資産に応ず）	廃止	20%
③介護納付金分（40歳～64歳）		
ア 所得割（所得金額×税率）	1.5% (-)	1.5%
イ 均等割（1人あたり）	12,000円 (+1,500円)	10,500円

【参考：嘉麻市の標準保険料率※】

令和7年度
税率
①医療分
7.01%
26,452円
26,542円
②後期高齢者支援金分
2.83%
10,560円
10,596円
③介護納付金分
2.46%
11,248円
(平等割) 8,618円

※標準保険料率とは・・

国民健康保険法の規定により、市町村ごとの保険税率の標準的な水準を表す数値として、**県内統一の基準に基づいて県が算定する値**

【目的】

①るべき保険税率の見える化を図る

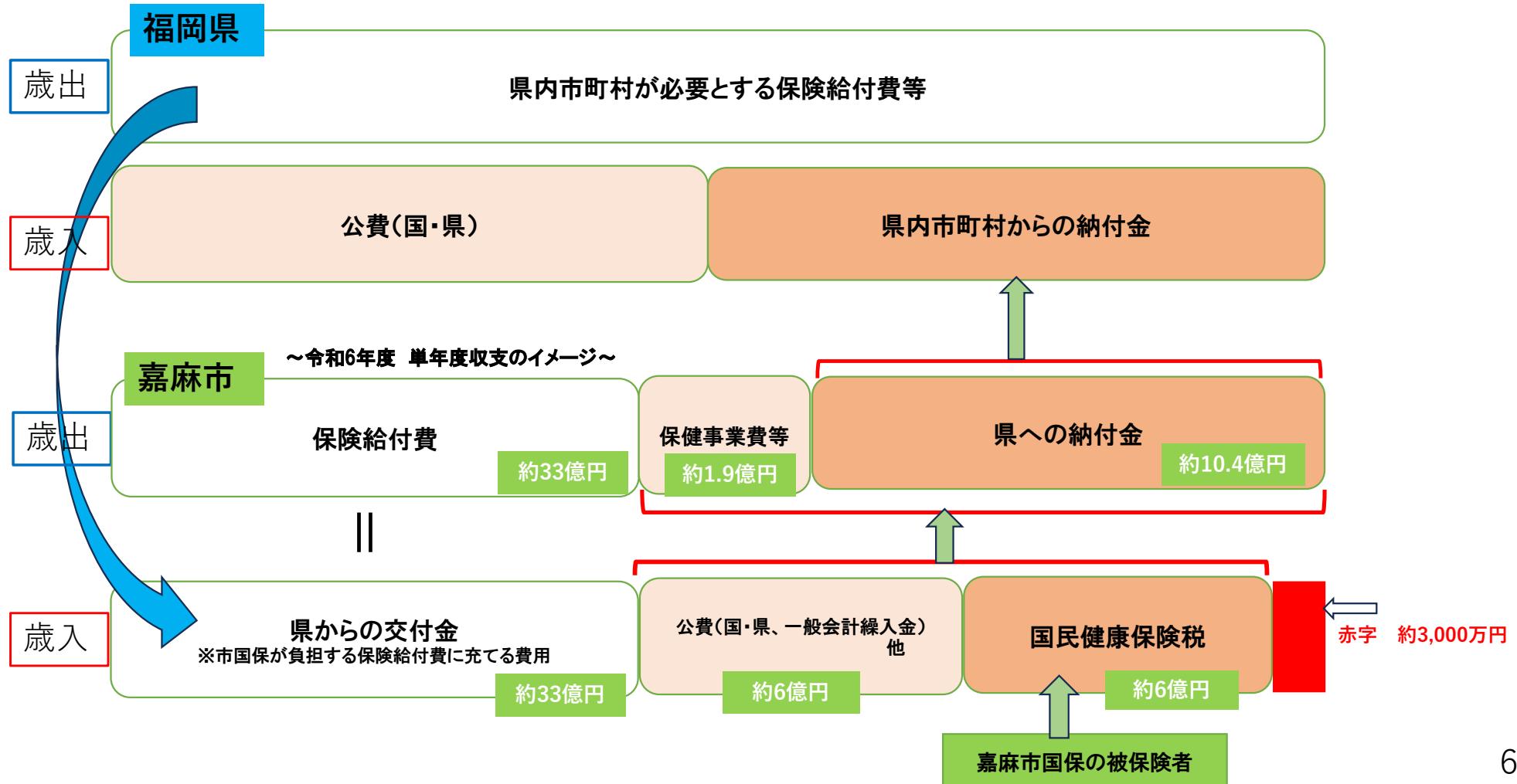
②各市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値を示す



市町村の実際の保険税率は、**県が示す標準保険税率等を参考に**、それぞれの市町村における保険料算定方式や財政状況等をふまえて**各市町村が決定**

- ①**医療分**：市国保が負担する医療費等の財源となる部分（県への納付金の「医療分」の財源となる部分）
- ②**後期高齢者支援金分**：75歳以上が加入する後期高齢者医療制度への支援金（県への納付金の「後期高齢者支援金分」の財源となる部分）
- ③**介護納付金**：40歳～64歳の介護保険料に相当（県への納付金の「介護納付金分」の財源となる部分）

国民健康保険財政の仕組み(県と市町村の共同運営:平成30年度国保制度改革)



子ども・子育て支援金制度とは ～令和8年度創設～

(子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性)

- 子ども・子育て支援金制度は、**社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。

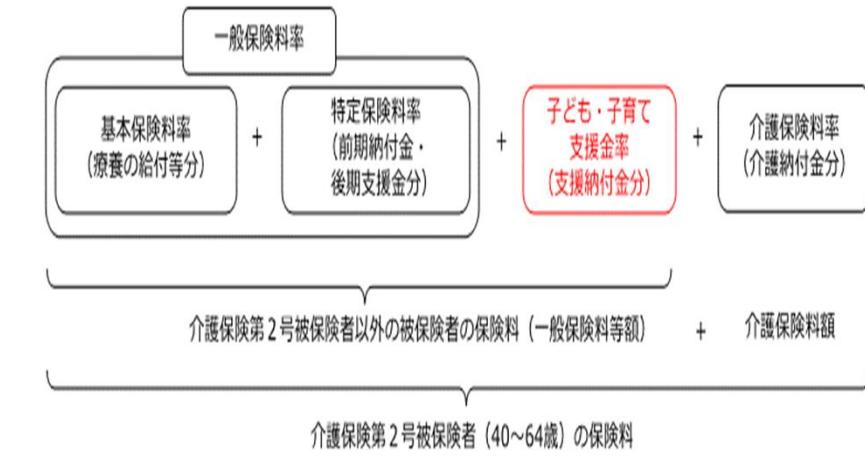
(若い世代の結婚・子育てを応援するもの)

- 支援金を医療保険料とあわせて、**高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑えることができ、また、支援金を充てる事業による0～18歳までの間の平均的な給付拡充（累計）は約146万円となります。つまり、子育て中や、これから結婚・子育てを考えられる若い世代を確実に応援するものとなります。**

こども家庭庁 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

	加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円 〔参考〕被保険者一人当たり 450円	400円 〔参考〕被保険者一人当たり 600円	500円 〔参考〕被保険者一人当たり 800円
協会けんぽ	250円 〔参考〕被保険者一人当たり 400円	350円 〔参考〕被保険者一人当たり 550円	450円 〔参考〕被保険者一人当たり 700円
健保組合	300円 〔参考〕被保険者一人当たり 500円	400円 〔参考〕被保険者一人当たり 700円	500円 〔参考〕被保険者一人当たり 850円
共済組合	350円 〔参考〕被保険者一人当たり 550円	450円 〔参考〕被保険者一人当たり 750円	600円 〔参考〕被保険者一人当たり 950円
国民健康保険 (市町村国保)	250円 〔参考〕一世帯当たり 350円	300円 〔参考〕一世帯当たり 450円	400円 〔参考〕一世帯当たり 600円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

(参考) 改正後の健康保険法上の保険料に係る整理



マイナ保険証とは？

【令和7年2月 厚生労働省資料から抜粋】

健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードのことです。

マイナ保険証とは

- これまで健康保険証で行っていた医療保険の資格確認を、マイナンバーカードでおこなう仕組みです。
- 2024（令和6）年12月2日に、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みに移行しています。
※2024年12月2日時点で有効な保険証は、その後も最長1年間有効です。

利用のメリット

より良い医療を受けることができる

患者さんに同意を得たうえで、医師等が過去の診療情報、お薬情報や特定健診の結果を確認できるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができ、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。たとえ、思いがけない怪我や病気で、初めての医療機関に受診したとしても、正確なデータが連携されるため、普段受診している医療機関と同様に安心して適切な治療を受けることができます。

突然の手術・入院でも自己負担の上限を超える高額な支払いが不要になる

突然の病気・ケガで手術や入院をすることになっても、自己負担の上限を超える高額な一時立て替え支払いなどをせずに、一定額以上の支払いが不要※になります。（※マイナンバーカードによる資格確認で高額療養費制度が適用される）

救急搬送時、医療情報に基づく総合的な判断により適切な処置を受けられます

マイナンバーカードを持ち歩いていると、患者さんに同意を得たうえで、救急隊員が診療情報、お薬情報などを参照できるようになるため、病院の選定や搬送中の応急措置を適切に行うことができます。

【嘉麻市国保：令和7年8月一括発送時の状況】

被保険者数：7,523人

- マイナ保険証利用登録者：4,975人（66%）
- 資格確認書交付対象者：2,548人（34%）

【嘉麻市国保：令和7年8月のマイナ保険証利用率】

被保険者数：7,547人

- マイナ保険証利用登録者：5,095人（68%）
- マイナ保険証利用率：45.12%（6781件／15,028件）

【令和6年度の嘉麻市の国民健康保険の運営に関する協議会 協議(答申)の概要】

【国民健康保険税について】

- 令和7年度の国民健康保険税率・税額は据え置きとする。
- 7年度は被保険者数や（県が定める）市町村標準保険料率、国の動向等を注視し、市民生活への影響について留意した上で、税率・税額改正については十分に検討すること。

【赤字削減・解消計画について】

- 現在抱える累積赤字約3億4千万円を、(※) 福岡県の保険料水準統一時期までに解消しなければならないことは十分に理解するが、国民健康保険税の税率・税額の改正を第一にするのではなく、次の具体的な取組みを行い、赤字削減・解消に努めること。

- ・特定健診及び保健指導の実施率の向上、充実による医療費削減
- ・保険者努力支援交付金の積極的な獲得
- ・徴収担当課との連携を密に、徴収率向上（保険税収入の増）に取組む

(※) 福岡県の保険料水準統一とは・・・国保制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとするため県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とすること

福岡県全体の加入者で負担を支え合い

